

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 人権施策の推進	施策Ⅲ－3－1
--------------------	---------

1. 事務事業の目的・概要

		事務事業担当課長	人権同和教育課長 坂根 昌宏	電話番号	0852-22-5495
事務事業の名称	進路保障推進事業				
目的	(1) 対象	同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒			
	(2) 意図	同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、児童生徒や保護者の思いや願いをもとに、教育課題に対する個別具体的な取組を進め、進路保障の推進を図る。			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和教育専任教員や人権・同和教育指導員による市町村や高等学校・特別支援学校の訪問を行う。 進路保障に主として関わる教職員や市町村の人権・同和教育担当者を対象とした推進協議会を開催する。 同和地区児童生徒をはじめとする様々な支援を必要とする児童生徒の体験活動や交流活動を行う。 県内全ての教育事務所、市町村教育委員会の人権・同和教育担当者が参加する島根県進路保障推進協議会を開催する（隠岐地区だけは別日に設定）。 				

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1 指標名	会議開催回数	目標値		90.0	90.0	90.0	90.0	回
		取組目標値						
2 式・定義	進路保障に係る推進会議等開催回数	実績値	93.0	122.0				%
		達成率	—	135.6	—	—	—	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	17,744	17,178
うち一般財源(千円)	11,531	12,211

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- 本課及び教育事務所、市町村単位で開催した連携のための会議の実績数が目標を超える122回であった。
- 人権・同和教育専任教員及び人権・同和教育指導員による進路保障に係る学校訪問を、計画通り全ての県立学校及び私立高等学校で実施した。
- 教育事務所管内で進路保障推進事業として実施された事業が、14事業（昨年度が12事業）であった。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- 教育事務所及び市町村単位で行う進路保障推進会議や県立学校への訪問等を通じて、教育現場の実情に応じた個別具体的な支援につなげることができた。
- 地域の実態を踏まえた交流活動や体験活動が行われ、児童生徒同士のつながりが深まったり自主的態度の育成につながったりした。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- 学校が支援を必要とする児童生徒への対応に苦慮しており、「進路保障」の取組を行っている割には十分な成果が表れていない場合がある。

②困っている状況が発生している「原因」

- 支援を必要とする児童生徒一人一人の実態やその背景が多様化、複雑化しているため、学校だけでは支援を必要とする児童生徒一人一人の実態やその背景を把握しきれなかったり、要因を分析しきれなかったりしている。
- 学校と市町村教育委員会との間で支援を必要とする児童生徒についての情報共有が不十分であるため、学校に対する支援が適切に行われていない。
- 学校においては福祉などの外部関係機関についての情報が不足している。

③原因を解消するための「課題」

- 学校と市町村教育委員会が支援を必要とする児童生徒についての情報を共有し、連携した取組を推進することが必要である。
- 必要に応じて外部関係機関と連携して取り組むことができるよう、諸機関の情報を収集することが必要である。
- 教職員や市町村教育委員会担当者が、「進路保障」を柱とする人権教育の在り方や具体的な進め方にについて理解を深めることが必要である。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- 年度当初に実施する島根県進路保障推進協議会の内容を工夫して、市町村教育委員会担当者が「進路保障」の理念について理解を深めたり、学校と教育委員会が連携した具体的な取組事例について情報交換を行うことを通じて有効な学校への支援について考えたりする機会とする。
- 教職員や市町村教育委員会担当者に対して、「進路保障」を柱とする人権教育の在り方や具体的な進め方を示した「人権教育指導資料第2集」（平成27年3月発行）の活用と、問題解決のための取組の進め方を示した「問題事象から学ぶために」（平成25年7月発行）の活用を併せて進め、組織的で実効性のある取組につながるよう支援を行う。